

## 秋田県災害対策本部会議（第2回）

日 時 令和3年1月7日（木）

16時00分～

場 所 災害対策本部室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 雪による被害状況について

(2) 災害救助法の適用について

(3) その他

#### 3 知事指示

#### 4 閉 会

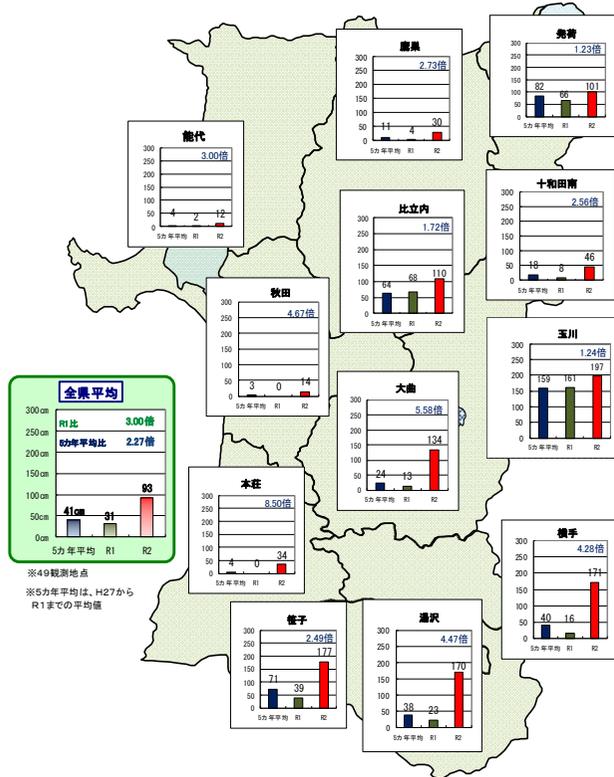
# 雪害の現況と対応について

令和3年1月7日  
秋田県災害対策本部

## I 現況

### 1 積雪量の比較

【令和3年1月4日午前8:00現在】



### 2 被害状況等

#### (1) 被害の状況

【令和3年1月7日午後3:00現在】

市町村名	人的被害				住家被害					非住家被害			
	計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
秋田市	3			1	2								
横手市	47	2		21	24	3			3			1	5
大館市	4			1	3								
男鹿市	1				1								
湯沢市	26	4		14	8	1					1		1
由利本荘市	5	1		1	3	1			1				
潟上市	1			1		1			1				
大仙市	16	3		6	7								
北秋田市	3			2	1								
五城目町	1			1									
美郷町	1			1									
羽後町	9	1		2	6						1	1	6
合計	117	11		51	55	6			5		1	1	6

#### (2) 人的被害の態様別（原因）の内訳

区分	死亡	行方不明	重傷	軽傷	合計	前年同日
転落	3		23	15	41	55
屋根等			10	4	14	2
梯子等						3
除排雪	1		6	18	25	33
転倒等						2
除雪機等	1		3	4	8	3
落雪	5		9	14	28	28
雪崩	1				1	1
その他						
合計	11		51	55	117	117

#### 【参考】年齢別

区分	死亡	行方不明	重傷	軽傷	合計	前年同日
65歳未満	2		23	21	46	2 (+44)
65歳以上	9		28	34	71	4 (+67)

## II 対応

### 1 自衛隊の派遣要請

要請日：令和3年1月5日、6日  
派遣区域：横手市（5日）、湯沢市、羽後町（6日）  
実施内容：倒壊のおそれのある高齢者世帯等の家屋の除排雪

### 2 除雪体制の確保・支援

平鹿・雄勝管内における県発注工事の原則一時休止による除雪体制の確保  
降雪量の少ない管内からの除雪機械等及び作業員の市町村派遣による支援  
雪捨て場のための県管理用地の提供 等

【雪害の状況等】※写真はいずれも横手市



## 災害救助法の適用について

令和 3 年 1 月 7 日

秋田県災害対策本部

### 1 適用する市町村

横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

### 2 法の適用年月日

令和 3 年 1 月 7 日

### 3 根拠規定

災害救助法第 2 条、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号

### 4 適用する理由

上記の市町村の区域内において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたため

### 5 救助の内容

- ・ 障害物の除去（住宅の除雪）、避難所の設置等
- ・ 救助の全部又は一部は、上記市町村に実施を委任する

### 6 その他

- ・ 災害救助法の適用により、救助の実施主体が上記市町村から県に移行する。
- ・ 委任した救助に係る費用については、災害救助法施行細則に基づき、県が負担する。

## 除排雪等に対する市町村への支援について

令和3年1月7日  
建設部

## 1. 雪捨て場（県河川敷）の提供

- ・横手市に対し、雪捨て場として新たに5箇所<sup>の</sup>県河川敷を提供（1月4日）

## 2. 市道の除排雪に対する支援

- 県南地域の市道の除排雪を県で支援

《横手市》

- ・横手市道（<sup>じょうりせきはんにやじ</sup>条里跡般若寺線）の除排雪を県で実施（1月6日～）
- ・横手市道（<sup>の</sup>駅東線）の除排雪を県で実施（1月7日～）

《湯沢市》

- ・湯沢市道（<sup>おやしき</sup>御屋敷線）の除排雪を県と市で連携して実施（1月6日）
- ・湯沢市道（<sup>おもてまちさたけちよう</sup>表町佐竹町線等3路線）の除排雪を県で実施予定（1月11日～）

- 実施体制の強化

- ・他管内現業職員を平鹿地域振興局に派遣し、除排雪を実施（1月6日～）
- ・他管内（山本・秋田）除雪応援業者を平鹿管内除雪業者に組み入れ、除排雪を実施（1月7日～）

## 3. 平鹿・雄勝振興局管内工事の原則一時休止

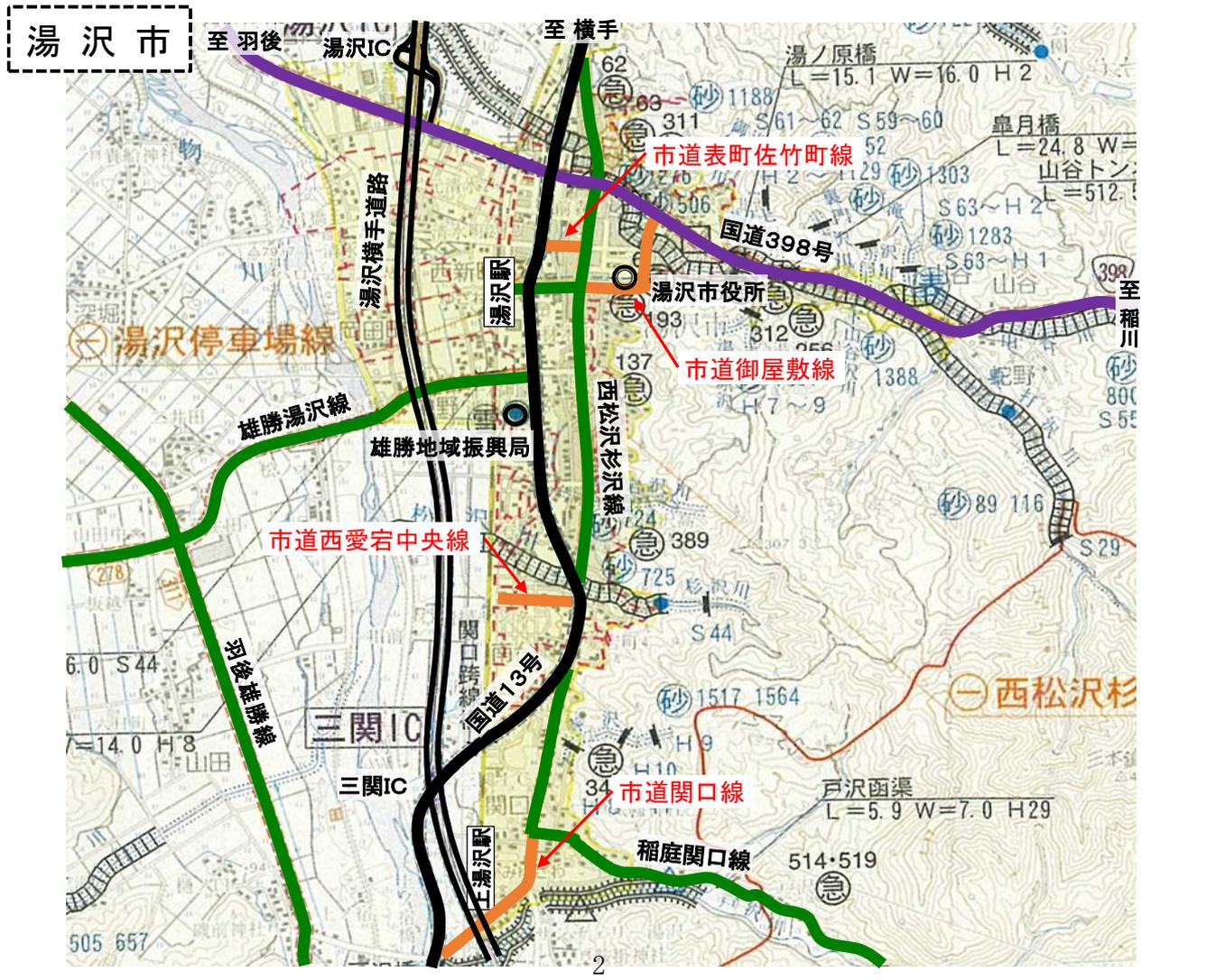
- 平鹿・雄勝地域振興局管内の県建設部・農林水産部の発注工事の施工を一時的に休止（1月7日～1月15日）し、施工業者の資機材・人員等を集中的に除排雪に振り向けることが出来る体制を整備（1月6日）

## 4. 資機材等の調達

- 不足している排雪用ダンプ<sup>の</sup>他管内からの確保について、建設産業団体連合会と調整中（1月6日～）

## 5. その他

- 東北地方整備局による現地への除雪機械（ロータリー）（1月5日～）の確保及び平鹿地域振興局ヘリエズンを派遣（1月6日）
- 小中学生の冬休み明けの登校が始まる14日に先立ち、歩道や通学路を集中的に除雪予定（1月12日～）



県による排雪作業（横手市道 条里跡般若寺線）



作業前



作業中



作業後

県による排雪作業（湯沢市道 御屋敷線）



作業前



作業中



作業後